

## 市有地公募に係る応募者心得

### (趣旨)

第1条 この応募者心得は、平成27年3月6日付「旧市民病院看護師寮用地の売却先公募」に適用するものとし、当該公募に参加する者(以下「応募者」という。)が守らなければならないことがらを記載したもので、応募者は、この応募者心得の内容を十分承知して応募して下さい。

### (応募等)

第2条 応募者は、この心得を熟知したうえ、応募しなければならない。

- 2 応募者は、購入希望額入札書に物件の購入希望額を明記し、住所・氏名記名押印し、封筒に入れ、封筒に応募者の氏名及び「応募書類在中」と記載の上、市財政課に提出しなければならない。
- 3 応募書類の提出を代理人に行わせることができますが、代理人は、応募前に委任状を提出しなければなりません。この場合、購入希望額入札書には、応募者の住所、氏名のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。委任状を提出しない代理人が行った応募書類の提出は無効となります。
- 4 応募者又は、応募者の代理人は、当該応募に対する他の応募者の代理をすることはできません。
- 5 応募者は、一旦投函した応募書類を書き換え、または撤回することはできません。
- 6 応募書類の提出は1回とし、再度の応募はできません。
- 7 公募執行の秩序を乱す行為があったときは、その者の応募を拒絶します。

### (公募のとりやめ)

第3条 応募者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、公募を公平に執行できないと認められたときは、当該応募者を公募に参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

### (無効の応募)

第4条 次の各号のいずれかに該当する応募は無効として扱います。

- ① 応募に参加する者に必要な資格のない者の行った応募。
- ② 応募に関する条件に違反した応募。
- ③ 応募者又はその代理人が同一事項について2通以上行った応募、又これらの者がさらに他の者を代理して行った応募。
- ④ 連合その他、不正な行為によってなされたと認められる応募。
- ⑤ 購入希望額入札書に購入希望額、応募者の氏名及び押印のない応募又はこれらが分明でない応募。
- ⑥ 金額を訂正した応募。(訂正印を使用した訂正も無効です。)
- ⑦ 応募保証金の全部納付されない場合における応募又はその金額が所定の

額に達しない場合における応募。

- ⑧ 委任状を持参しない代理人が行った応募。
- ⑨ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である応募。
- ⑩ 金額未記入の応募。
- ⑪ 応募に関する条件に違反した応募、応募者で公募執行中に不都合な行為があると認めるときは、その行為を行った応募者または応募者の全てを失格者とし、再公募に付す場合があります。
- ⑫ その他、公募要領で指示した内容を満たしていない者が行った応募、又は公募執行者の指示に従わない者が行った応募。

(買受人の決定)

第5条 公募の結果により、最低売却価格を超えた金額を提示した者のうち、最高の価格を提示した者を買受人とし、契約相手方とします。

ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不相当であると認められるときは、その者を買受人としないことがあります。

- 2 買受人となるべき同価の応募をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該応募者によるくじ引きで買受人を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

(応募保証金)

第6条 応募者は応募保証金として200万円を三木市の発行する応募保証金納入通知書により、同通知書裏面記載の金融機関に納付したうえで、応募に参加していただきます。

- 2 応募保証金には利息はつきません。
- 3 公募後、買受人とならなかった方の応募保証金は、応募者が指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、振込み手続には10日程度の期間が要しますので、ご了承ください。また、記載内容の不備のため、払い戻しに関わる手数料及び再振込み手数料は応募者の負担となります。
- 4 買受人が納付した応募保証金は、第9条に定める契約保証金に振り替えます。

(異議の申し立て)

第7条 応募をした者は、応募後、この心得及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(契約の締結)

第8条 契約の締結は、買受人決定の日から、原則として10日以内の日付をもって契約締結日とします。

- 2 買受人は、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、買受人はその

効力を失うこととなります。

ただし、三木市の事由による場合はこの限りではありません。

(契約保証金)

第9条 買受人は、契約保証金として契約書締結日前までに契約金額の100分の10以上の金額（応募保証金を差引いた金額）を納付しなければなりません。

なお、契約締結後は、契約保証金の全部を返却します。

ただし、契約保証金は契約締結後買受人からの申し出により売買代金の一部に充当することができます。

(補則)

第10条 この応募者心得に定めのないものについては、三木市契約規則、その他法令、要綱、要領等の定めるところによるものとします。